

第18回 総合防犯設備士資格認定試験問題

B 問題解答例

1.

組織には、経営方針や営業方針など、トップの意思表示がある。セキュリティ分野でこれに相当するのがセキュリティ・ポリシー、すなわち、セキュリティに関する組織の基本方針である。これは、安全で平和な生活と組織活動の継続を維持するため、どのように取り組み、どのように行動するかについて、トップの意思を方針として文書化して表明するものである。

2.

| | |
|---|---|
| 例 | 教育・訓練などを通じて関係者のセキュリティ意識の高揚（セキュリティ・アウェアネス）を図る。 |
| ① | 組織の資産を統一的に取り扱う。 |
| ② | セキュリティ活動の責任の所在を明確化する。 |
| ③ | 取引相手と顧客を含む一般社会から社会的認知を継続的に取得する。 |
| ④ | 被害に遭遇した場合、その立証を容易にする。 |
| ⑤ | 保険に優位加入する。 |


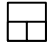
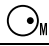

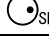
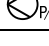
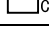
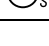
3.

| | |
|---|----------------|
| 例 | セキュリティへの取り組み方針 |
| ① | 目的 |
| ② | 対象範囲 |
| ③ | 用語の定義 |
| ④ | 基本原則 |
| ⑤ | 遵守義務 |
| ⑥ | 監査、 |
| ⑦ | 罰則 |

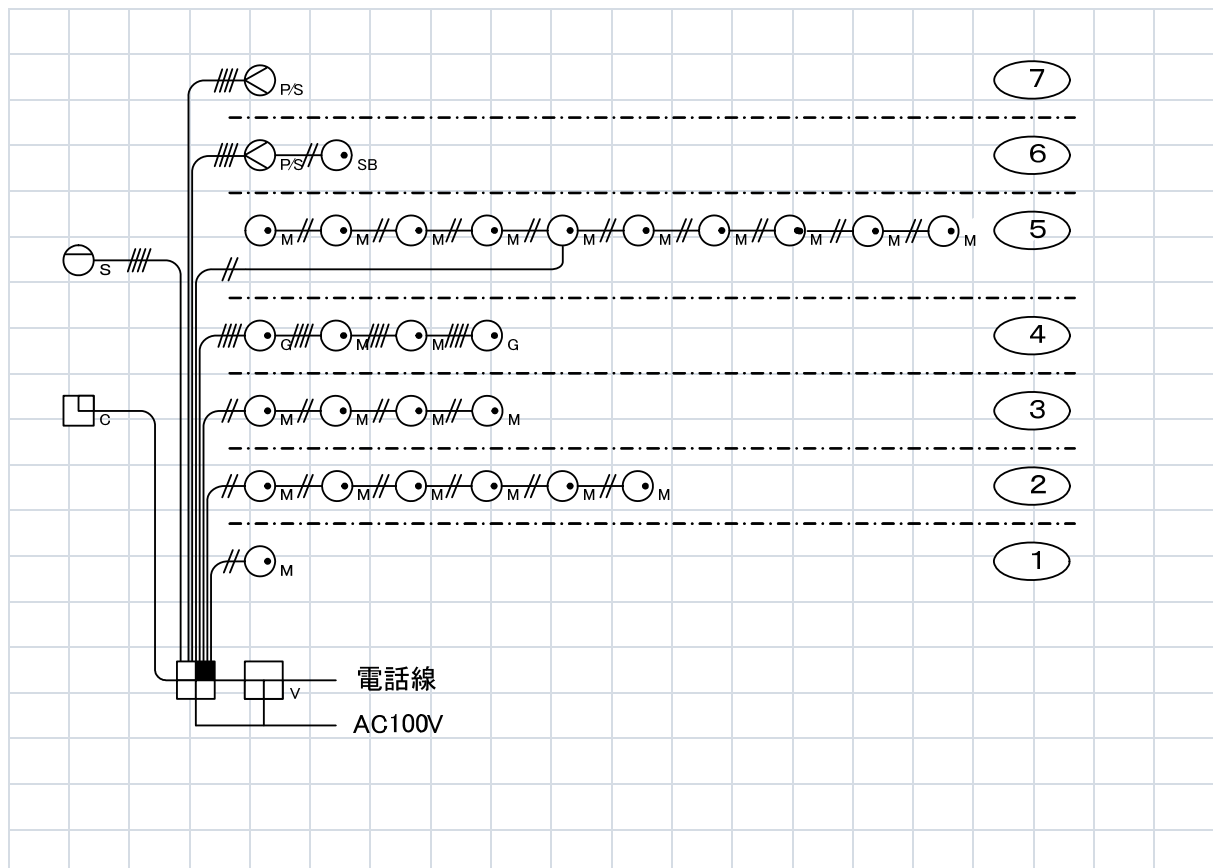
4.

| | |
|---|-----------------|
| 例 | 継続的改善 |
| ① | 新しいリスクに関する情報収集 |
| ② | 緊急対応 |
| ③ | 監視 |
| ④ | 監査 |
| ⑤ | 普及活動（アウェアネスの醸成） |
| ⑥ | 取締り |
| ⑦ | 問合せ対応 |

1 侵入警報システム機器一覧表

| No | 図記号 | 名称 | 数量 | 備考 |
|----|---|--------------------------------|----|------|
| 1 |  | 【記入例】 警報制御盤 | 1 | |
| 2 |  | 自動通報機 | 1 | |
| 3 |  | マグネットスイッチ | 23 | |
| 4 |  | ガラス破壊検知器 | 2 | |
| 5 |  | 金庫検知器 | 1 | |
| 6 |  | 赤外線パッシブ検知器 | 2 | |
| 7 |  | 入出操作器 | 1 | カード式 |
| 8 |  | 威嚇器 (電子サイレン) | 1 | |
| 9 | | 本解答は窓等の侵入口をマグネット スイッチで警戒した例 | | |
| 10 | | | | |

2 侵入警報システム系統図



3 防犯カメラ方式の選択




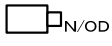


| チェック欄 | 方式 |
|-------|------------------------|
| | ネットワークカメラ方式 |
| | HD-SDI 方式 |
| ✓ | 同軸アナログ HD 方式(AHD 方式など) |

4 防犯カメラ一覧表

| カメラ番号 | 撮影対象場所 ^[注] | 撮影目的 | 画角 | 必要機能 |
|-------|-----------------------|---------------|----------|------------------|
| 1 | (記入例) 作業室1 入り口付近 | 入室者の人物の特定 | A | |
| 2 | 作業室2 入り口付近 | 入室者の人物の特定 | A | |
| 3 | 作業室3 入り口付近 | 入室者の人物の特定 | A | |
| 4 | 作業室4 入り口付近 | 入室者の人物の特定 | A | |
| 5 | 玄関出入口扉付近 | 入館者の人物の特定 | A | ワイドダイナミック機能 |
| 6 | 受付付近 | 人物の特定 | A | ワイドダイナミック機能 |
| 7 | 通用口付近 及び駐車場内 | 人物の特定 全体把握 | A A25 | 屋外設置型 デイナイト機能 |
| 8 | | | | |

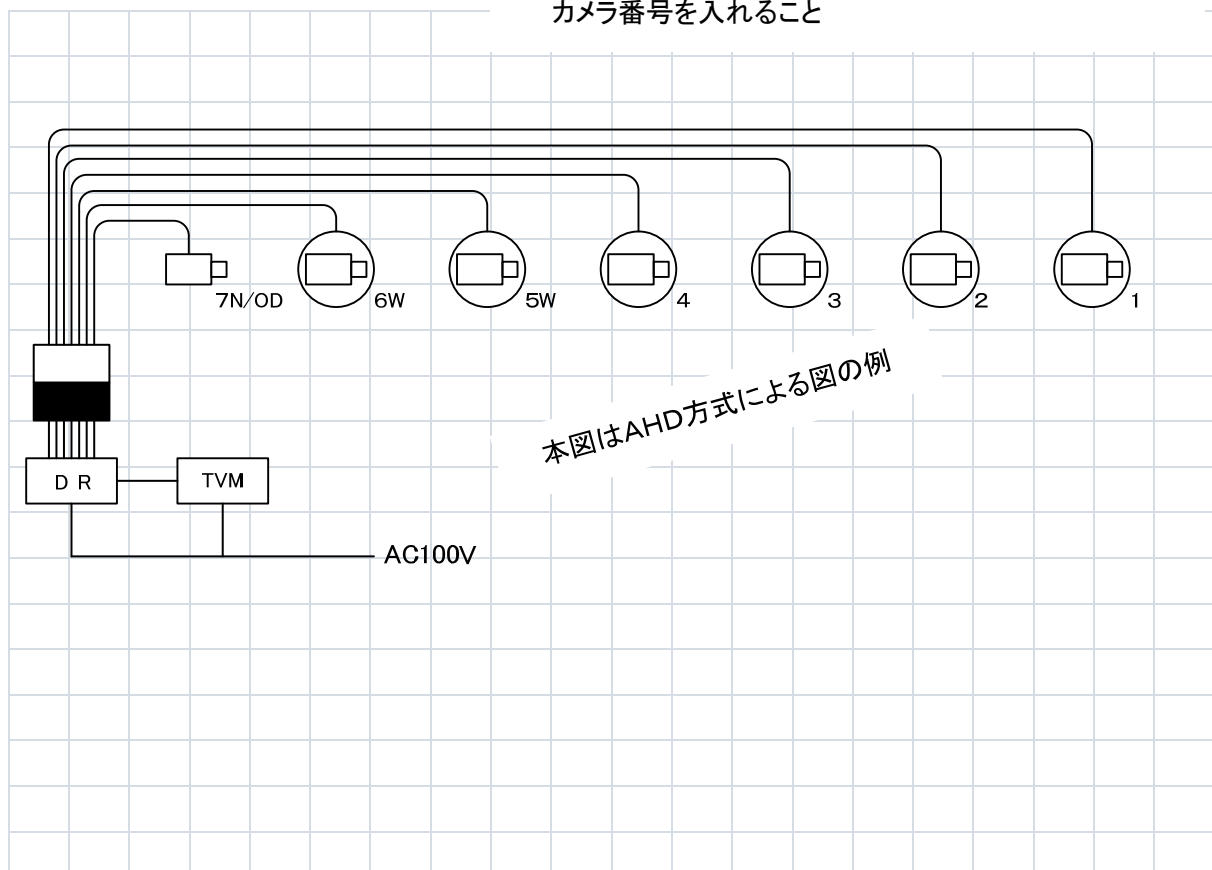
注: 撮影対象場所とは、カメラで撮影される場所いう。

5 防犯カメラシステム機器一覧表

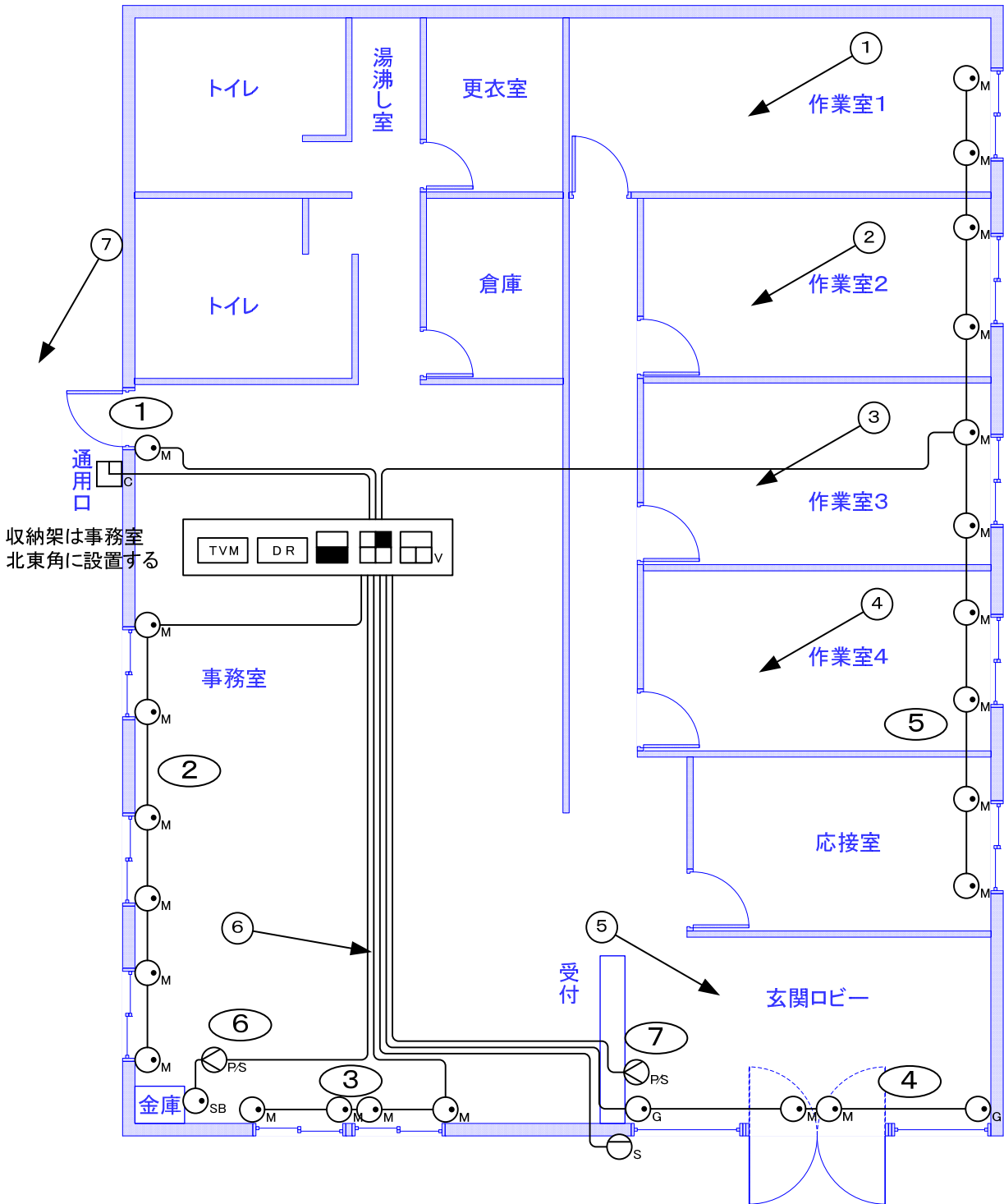
| No | 図記号 | 名 称 | 数量 | 備 考 |
|----|---|-------------|----|----------------------|
| 1 |  | レコーダー | 1 | 8回線用 |
| 2 |  | 防犯カメラ(ドーム型) | 4 | |
| 3 |  | 防犯カメラ(ドーム型) | 2 | ワイドダイナミック機能付き |
| 4 |  | 防犯カメラ(箱型) | 1 | デイナイト機能付き、屋外ハウジング一体型 |
| 5 |  | 電源装置 | 1 | 電源重畳式 |
| 6 |  | モニター | 1 | |
| 7 | | | | |

6 防犯カメラシステム系統図

注: 防犯カメラシステム機器一覧表の図記号を使用の
こと
カメラ番号を入れること



7 全体設備図



| 管理者懸念事項 問題点・ぜい弱性 | 是正・改善の具体的提言 |
|--|--|
| 当該複合ビルが位置する地区における共同防犯対策組織などに加盟していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所轄警察署・防犯連合会を通じ、地域防犯対策協議会などに加入し、地域の情報の共有や防犯活動に積極的に関与する。地域の安全・安心が確保できて初めて「自分の領域の安全」が担保できることを大最重要視する。 |
| 防災対応組織と同様な防犯に対応した組織が構築されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ビル入居者全体の参加の下、共同防犯協議会的なものを立ち上げ、テナント個々からビル全体の防犯対策意識の高揚に努め、組織創りと運営を実行する。入居者全員の参画は勿論のこと、当該ビルに立入る全ての人を対象とし、「安全・安心な館」の確立を目指す。 |
| 閉館時の共用部分の不審者の行動を検知できない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階エスカレーター付近及び2回、3階のエレベーターホールに赤外線パッシブ検知器を設置し、残留不審者の存在を検知すると共に現有の防犯カメラでモニターする。 |
| 駐車場車路からの侵入を阻止する方策・運用基準が明確でない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者や侵入者が地下駐車場へ出入りするのを阻止する為、車路にパイプシャッター（1F⇔B1F車路）に設置してある。また、赤外線ビーム検知器で検知し、中央管理室へ報知すると共に「入庫・出庫」を報せるブザーを鳴動させる。 ・ 入庫用の「発券機」（B1F ①/A通り）を地上階⑥/D通りに設置し、その発券機とパイプシャッターを連動させ、入庫を可とする。 ・ 出庫は、⑥/B通りの精算機と出庫用のパイプシャッターを連動させ、出庫を可とする。 ・ 入庫・出庫の際に一旦停止する車両のナンバーを自動的に記録するカメラを設置する。 |
| 駐車場の運用を明確でない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場はビル関係者の契約者とビル来訪者などの使用を許可する。 ・ ビル関係者の契約者は24時間使用可、ビル来訪者は開館時間中のみとする。 ・ 駐車場への出入りは、コア部分及び階段①とする。ただし、階段①は7:00～19:00の間使用可能とする。 ・ 閉館時はコア部分周囲の4か所の扉は施錠し、契約者のみ通行可能とする。 |
| 24時間ビルに対応するため事務所関係者（来客等も含む）のビル内の動線が明確でなく、時系列で関係者に周知できない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1F～3F開館時（7:00～23:00）⇒1階出入口を使用する。 ・ 1F～3F閉館時（23:00～7:00）⇒1階通用口を使用する。 <p>ただし、事務所社員以外は管理人室の受付で入館の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下駐車場へ車での来館者は、駐車後近くの扉からコア部分へ入館する。 ・ 上記いずれの人も目的の事務所階へはエレベーター②を使用する。 |

| | |
|--|--|
| <p>物販、飲食の来店者の動線が明確でない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開店 15 分前から閉店 15 分後までの間、来客のビルへの出入りを可能とする。 ・ 1 階出入口（3ヶ所）は出入り可能とし、店舗へはエスカレーターをメインのルートとする。なお、車いす使用者はエレベーター③を使用する。 ・ 地階駐車場からの出入りを可能とし、エレベーター③を使用する。 |
| <p>4～9 階貸事務所勤務者の入館・退館の動線（経路）が時間帯別に明確でない。されていない。（時間帯別の動線（経路）を⇔の記号で示すと右のようになる）</p> | <p>【8：00～19：30】 通用口（又は B1F 駐車場）⇔ 鍵管理装置 ⇔ ELV または徒歩 ⇔ 自室</p> |
| | <p>【19：30～8：00】 通用口 ⇔ 鍵管理装置 ⇔ ELV（③～④通り／C通り）⇔ 自室</p> |
| | <p>【19：30～8：00】 B1F 駐車場⇔ELV（③～④通り／C通り）⇔ 鍵管理装置 ⇔ ELV（③～④通り／C通り）⇔ 自室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部者の不当侵入を阻止するため、キーカセット方式鍵管理装置カード ID により、利用するフロアーのみに停止するよう ELV 側の制御を変更する。外部者は、ロビーインターフォンで連絡し、当該室まで誘導するなどの手順を得る。 |
| <p>エレベーターの運用を明確でない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター②は事務所階専用として、2、3 階は不停止とする。また、閉館時は間引き運転を行う。 ・ エレベーター③は店舗階専用として、平時は地階～3 階で運用する。 ・ エレベーター①は非常用であるため、24 時間使用可能とする。また、荷物の搬入等にも使用する。 |
| <p>階段を利用して他の階への侵入を防止できない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段室扉は 1 階、地階を除き自動施錠を取り付け、階段室への入室はフリーであるが、階段室から廊下側への開扉は管理者以外不可とする。 |
| <p>階段を利用して他の階への侵入を防止できない。</p> <p>エスカレーター使用制限が明確でない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 階段室扉は 1 階、地階を除き自動施錠を取り付け、階段室への入室はフリーであるが、階段室から廊下側への開扉は管理者以外不可とする。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3 階店舗営業時間外は、エスカレーターは運転停止。エスカレーターを歩いて他の階に移動できないよう「利用禁止・侵入禁止」などの表示やバリアを設ける。 |
| <p>鍵管理装置の機能を有効に活用する。</p> | <p>鍵管理装置で得られる部屋の不使用の信号により当該階でのエレベーターの不着床、共用部分の照明の消灯、共用部分及び事務室の空調の停止を行う。</p> <p>1～3 階店舗の鍵も鍵管理装置で管理する。</p> |